本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中百日を本刑に算入する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

曲

弁護人堤千秋の控訴趣意は末尾添付の書面に記載のとおりである。

控訴趣意第一点について、 原判決摘示の犯罪事実は被告人が原審公判廷において全部自認したところであつ て、原判決も之を認める証拠の一つとして被告人の原審公判廷における供述を挙示 している。しかし原判決摘示の犯罪事実中(二)の犯罪場所については検証第三三 号A提出の盗難届によれば判示場所と異り山門郡a村大字bc番地の同人所有農業 小屋内となつておるのみならず、検証第七一号被告人の司法警察員に対する第一回 供述調書によるも略々同趣旨の供述記載があり、又(八)の犯罪場所については検 証第五〇号B提出の盗難届によれば判示場所と異り山門郡d町作業場内となつてお るのみならず、判示被告人の供述調書によると「同日午後九時頃e町f町に来まし た処大工小屋が道脇にありましたので何か金目の物はなかろうかと思つて見て見ま した処云々」の供述記載があつて、原判決には(二)同(八)の各犯罪場所に付事 実の誤認を疑わしめるに足る顕〈要旨〉著な事由が認められるのであるが、犯罪場所 が原判示(二)の罪につき原判示の如く三猪郡 g 村大字 h A </要旨>A 方ではなく同 人提出の盗難届にある如く山門郡 a 村大字 b c 番地の同人所有農業小屋内であると しても又原判示(八)の罪につき原判示の如く山門郡 e 大字 f 町 B 方ではなく同人 提出の盗難届にある如く同郡は町同人所有作業場内であるとしても犯罪場所の相違 点丈で他の犯罪の日時、被害者、被害物件については、起訴状記載事実及び原判決の認定したところと引用証拠との間に差異やくいちがいは認められないから、右の 相違点丈では未だ訴因の同一性を害するとも言えないし之がために被告人の利害関 係及び量刑其の他判決に影響を及ぼすことはないので、論旨は採用することができ ない。

控訴趣意第二点について

しかし原判決摘示の犯罪事実中指摘の(一六)の行為と(一七)の所為とは所論 の如く場所的且つ時間的に近接してはいるがなお場所的にも差異があり、時間的に も前後の関係があることは記録上明かに認められるところであるから原判決が之を 刑法第五四条第一項前段の想像的競合罪とせずに同法第四五条前段の併合罪を以て 問擬したことは正当であつて、論旨は採るに足らない。

控訴趣意第三点について

記録全般を検討し彼此考量して見るのに所論のような諸事情を斟酌するも原審が 本件事犯に対し被告人を懲役二年に処したことは相当であつて原判決には量刑の不 当はないから論旨は理由がない。

その他原判決には破棄すべき事由はないから刑事訴訟法第三九六条に従い本件控 訴を棄却することとし、当審における未決勾留日数の中百日を刑法第二一条により 本刑に算入し、当審における訴訟費用(国選弁護費用)は刑事訴訟法第一八一条第 -項により被告人に負担させることにする。

仍て主文のように判決する。

(裁判長裁判官 石橋鞆次郎 判事 筒井義彦 判事 柳原幸雄)